

令和7年度 第1回旭区地域福祉保健推進会議

日時：令和7年8月7日（木）
13時から15時まで
会場：旭区役所新館2階大会議室

次第

- 1 開会の挨拶 区長 権藤 由紀子
- 2 推進会議委員紹介及び座長選出
- 3 議事
 - 議題1 策定の進捗と今後のスケジュール
 - 資料1 策定の進捗と今後のスケジュール
 - 議題2 第5期きらっとあさひプラン 素案について【意見交換】
(旭区地域福祉保健計画)
 - 資料2 第5期きらっとあさひプランのポイント
 - 資料3 第5期きらっとあさひプラン 素案
 - 資料3 (参考) 福祉教材
 - 資料4 意見交換について
 - 議題3 区民意見募集について
 - 資料5 区民意見募集概要
- 4 閉会の挨拶 旭福祉保健センター長 下澤 明久
- 5 写真撮影

【配布資料一覧】

- 01 次第、推進会議運営要綱、委員名簿・出席者名簿、座席表
- 02 資料1 策定の進捗と今後のスケジュール
- 03 資料2 第5期きらっとあさひプランのポイント
- 04 資料3 第5期きらっとあさひプラン 素案
- 05 資料3（参考）福祉教材
- 06 資料4 意見交換について
- 07 資料5 区民意見募集概要

旭区地域福祉保健推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 8 月 27 日 旭福第 1018 号 (区長決裁)

最近改正：平成 29 年 5 月 26 日 旭福第 342 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、すべての旭区民が住み慣れた地域で健康でしあわせな生活を送れる街づくりを目指して、旭区の保健・医療・福祉等の関係団体との連携強化等を図るために、旭区地域福祉保健推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 区長は、区内の地域福祉保健関係事業等に関し、次に掲げる事項について推進会議の委員に意見を求める。

- (1) 地域福祉保健施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関すること。
- (3) 区内における福祉保健医療に関すること。
- (4) 区内地域包括支援センターの事業等に関すること。
- (5) 区内で各機関が実施している事業等についての情報交換に関すること。
- (6) その他、地域福祉保健施策に関すること。

(委員)

第 3 条 推進会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 福祉、保健、医療関係団体の者
- (2) 地域活動等の団体の代表者
- (3) 地域住民
- (4) 学識経験者
- (5) その他知見を有する者のうち、区長が適当と認める者

(座長)

第 4 条 推進会議に進行役として座長 1 人を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。

(会議)

第 5 条 推進会議は、区長が招集する。

- 2 推進会議は、年 1 回以上開催することとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、旭区福祉保健センター福祉保健課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

(要綱及び規約の廃止)

2 次に掲げる要綱及び規約は廃止する。

- (1) 旭区地域福祉保健計画推進委員会設置運営要綱（平成23年6月22日旭福第252号）
- (2) 旭区地域福祉保健推進会議規約（平成16年1月22日旭福第273号）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

旭区地域包括支援センター運営協議会・旭区地域ケア会議運営要綱

令和7年度 旭区地域福祉保健推進会議 委員名簿

五十音順・敬称略

	所属	氏名
1	旭区医師会	岡田 孝弘
2	旭ケアマネット	洪 正順
3	旭区社会福祉協議会ボランティア分科会	酒井 むつ子
4	旭区連合自治会町内会連絡協議会	渋谷 八郎
5	旭区地域自立支援協議会	白鳥 基裕
6	旭区民生委員児童委員協議会	鈴木 敦子
7	旭区地域子育て支援拠点 ひなたぼっこ	中村 廣子
8	神奈川県立保健福祉大学	中村 美安子
9	旭区内社会福祉施設 弥生苑	西山 宏二郎
10	旭区障害児者団体連絡会	林 正男
11	旭区訪問介護事業所連絡会	細川 佳宏
12	旭区保健活動推進員会	水谷 三枝子
13	旭区社会福祉協議会	峰松 雅子
14	社会福祉法人 大樹	山本 一郎
15	旭区老人クラブ連合会	和田 栄一

〔以上計 15 名〕

令和7年度 第1回旭区地域福祉保健推進会議 出席者名簿

	職名等	氏 名
1	旭区長	権藤 由紀子
2	旭区副区長	田畑 哲夫
3	旭区福祉保健センター長	下澤 明久
4	旭区福祉保健センター担当部長	山本 千穂
5	旭区福祉保健センター医務担当部長	嘉悦 明彦
6	旭区福祉保健センター福祉保健課長	戸矢崎 悦子
7	旭区福祉保健センター生活衛生課長	中条 圭伺
8	旭区福祉保健センター高齢・障害支援課長	國分 忠博
9	旭区福祉保健センターこども家庭支援課長	河合 太一
10	旭区福祉保健センター学校連携・こども担当課長	有泉 廣隆
11	旭区福祉保健センター生活支援課長	大塚 昌宏
12	旭区総務課長	齋藤 修身
13	旭区区政推進課長	西澤 美穂
14	旭区地域振興課長	露木 昇
15	旭区福祉保健センター高齢・障害支援課 地域包括ケア推進係長	渡辺 那智
16	旭区地域振興課地域力推進担当係長	奥村 友理

【地域福祉保健計画事務局】

17	旭区福祉保健センター福祉保健課 事業企画担当係長	山根 瑞季
18	旭区社会福祉協議会 事務局長	工藤 久
19	旭区社会福祉協議会 事務局次長	三木 涉
20	今宿西地域ケアプラザ 所長	富澤 伸太
21	笹野台地域ケアプラザ 所長	星野 良介

策定の進捗と今後のスケジュール

令和6年度

- 5月 第1回地域福祉保健推進会議
 6月 策定検討部会①
 6～8月 団体ヒアリング
 10月～11月 策定検討部会②③
 11月 ジュニアボランティアアンケート
 2月 第2回地域福祉保健推進会議



区計画

様々なお意見

要点を整理

骨子案

骨子案を文章化
目標や取組内容を検討

素案

区民意見募集を反映
コラムを検討

原案

印刷・製本

地区別計画

第4期計画の
振り返り地区ごとに
地区の未来図や
目標、主な取組などを検討

原稿

印刷・製本

反映

令和7年度

- 5月 策定検討部会④
 7月 策定検討部会⑤
 8月 第1回地域福祉保健推進会議
 9月 区民意見募集
 ～10月
 11月 第2回地域福祉保健推進会議
 2月 きらっとあさひ福祉大会



関係組織向け説明会

令和8年2月 計画完成 3月 一般公表 4月 計画冊子配布

データ完成

ホームページに掲載

関係組織向けに冊子を配布

令和7年度 旭区地域福祉保健計画策定検討部会 委員名簿

五十音順・敬称略

所属	氏名
1 旭北地区社会福祉協議会 事務局長	飯塚 ひろみ
2 地域自立支援協議会精神連絡会代表	小野 聡
3 旭ケアマネット	清宮 智美
4 NPO 法人ハートフル・ポート代表	五味 真紀
5 上白根地区民生委員児童委員協議会会長	鈴木 載代
6 相鉄ホールディングス株式会社 経営戦略室 課長 事業創造担当	鈴木 洋光
7 二俣川ニュータウン地区 民生委員児童委員協議会 主任児童委員	土屋 佳世
8 希望が丘東地区連合自治会会長	永井 正彦
9 神奈川県立保健福祉大学教授	中村 美安子
10 地域自立支援協議会会長	新倉 朋矢
11 旭区老人クラブ連合会理事 (万騎が原支部長/秋草さわやか会会長)	二ノ宮 哲夫
12 神奈川病院 医療相談室室長	早間 文穂
13 左近山地区保健活動推進員会長	水谷 三枝子
14 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部神奈川エリア経営部 ウェルフェア推進課課長	山地 将人

[以上計 14 名]

第5期きらっとあさひプランのポイント

POINT

01

今まで行ってきた取組を重視し
計画の基本理念を継承

- ▶ 基本理念 を継続
- ▶ 身近な地域 での
つながりづくり
支えあい を推進

人と人とのつながり
を基本とした計画

POINT

02

旭区の現状に沿った
重点取組を「3つの柱」として明記

日常的なつながりを通じた
地域づくり

困った時でも安心して暮らせ
る体制づくり

地域参加のための
環境づくり

旭区らしい計画

POINT

03

取組の内容を
主体ごとに、具体的に記載

- 一人ひとり
地域の活動に参加していなくても
- 地域組織・関係機関
企業や法人も
- 支援機関

(誰もが)自分ごとに感じる計画



地域の取組の様子の写真
(差し替え予定)

話し合いの様子の写真



きらっとあさひプラン

素案

2026年度～2030年度 第5期旭区地域福祉保健計画

地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち
旭区をつくろう

1 地域福祉保健計画の背景

1 地域社会の変化

少子高齢化が進み、人口減少が依然として進行している現在の地域社会では、仕事・子育てなどにおけるライフスタイルの変化も加わり、家族や同僚、隣近所における人と人とのつながりの希薄化が一層進んでいます。(詳細は、5ページ「困ったときに助け合える人と人とのつながりが減少」を参照)

こうした現状から地域の担い手不足が進むとともに、生活課題の複合化・複雑化や、困ったときに相談できず問題が深刻化するケースが増えています。

(出典：令和5年度 厚生労働白書)

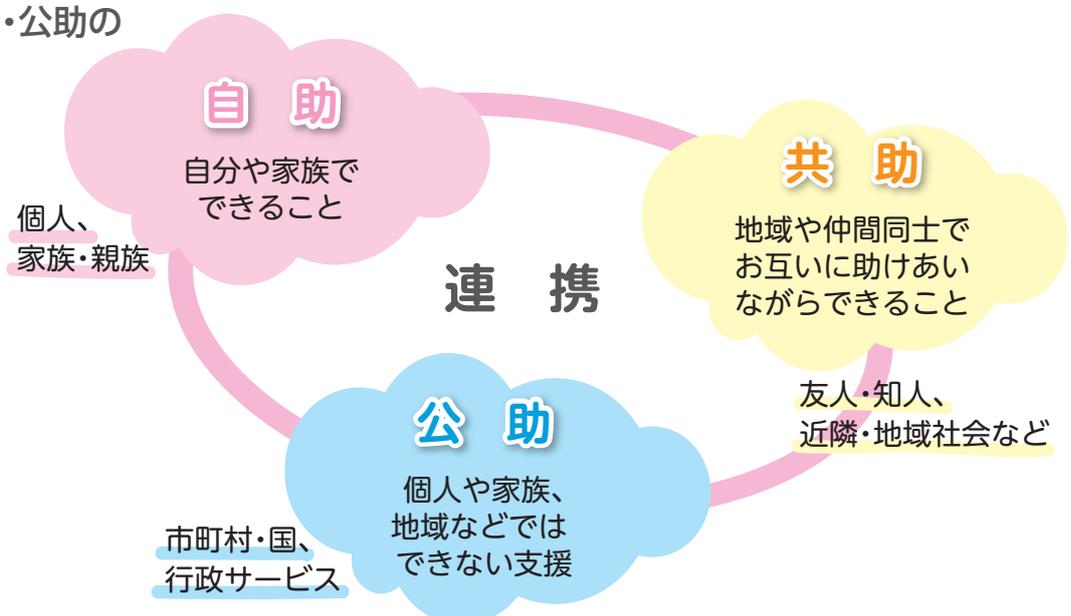
2 求められる「人と人とのつながり」と「支えあい」

人と人とのつながりが希薄化するなかで、誰もが役割を持ち、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる、暮らしやすい地域社会をつかっていくためには、改めて人と人とのつながり、お互いに配慮し、存在を認めあい、支える側・支えられる側という関係を超えてお互いを支えあうことが求められます。

そのためには、旭区に住む一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、住民・事業者・公的機関が協力して取り組むことが重要です。更に地域の福祉保健課題の解決には、「自助」・「共助」・「公助」が相互に連携し、一体となって解決を目指すことも大事な要素の一つと言えます。

地域の目指す姿を実現するために進めていく取組を、立場の異なるみなさんと共有できるよう明文化したのが、地域福祉保健計画です。

図1 自助・共助・公助の概念図



2 地域福祉保健計画の位置づけ

1 計画の法的な位置づけと期間

社会福祉法では、市町村は地域福祉の推進に関する事項を定める「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務として規定されています。

横浜市では、市全体の基本理念と方向性を示す「市計画」、18区ごとの特性に応じた「区全域計画」、より身近な地区課題に対応する住民主体で策定・推進される「地区別計画」の3つの計画で構成されています。

第2期計画から「地域福祉」に加え、健康づくりなどの「地域保健」の視点も取り入れ、「横浜市地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。また、第2期計画から区社会福祉協議会（以下、区社協という）の「地域福祉活動計画」と一体的に推進しています。

図2 地域福祉保健計画の構成

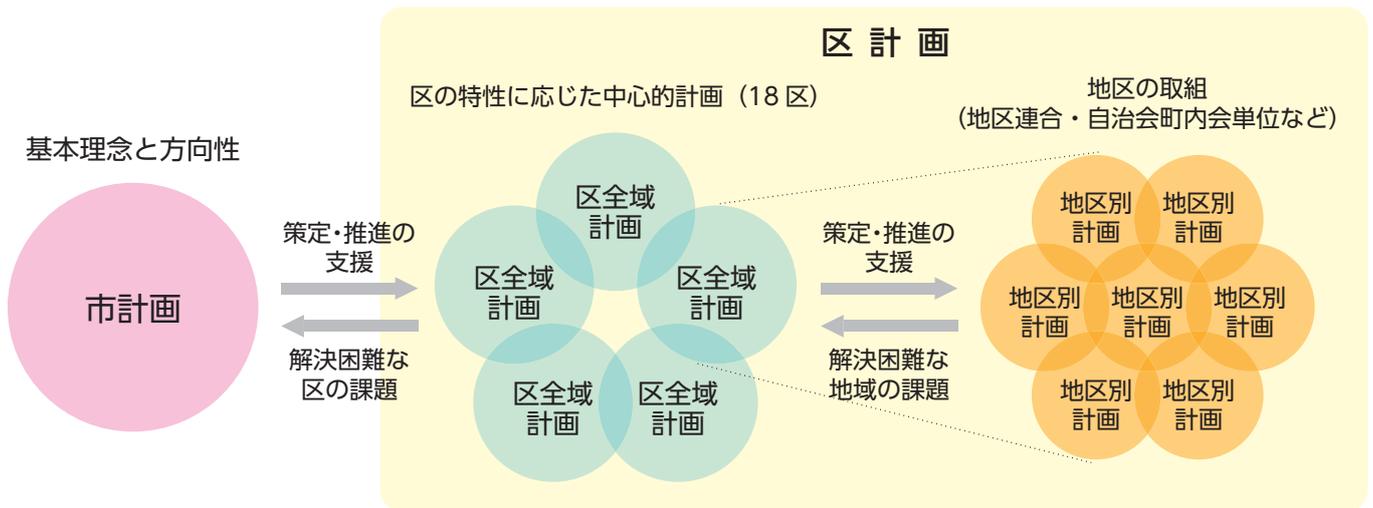


図3 区全域計画・地区別計画・地域福祉活動計画の変遷と計画期間

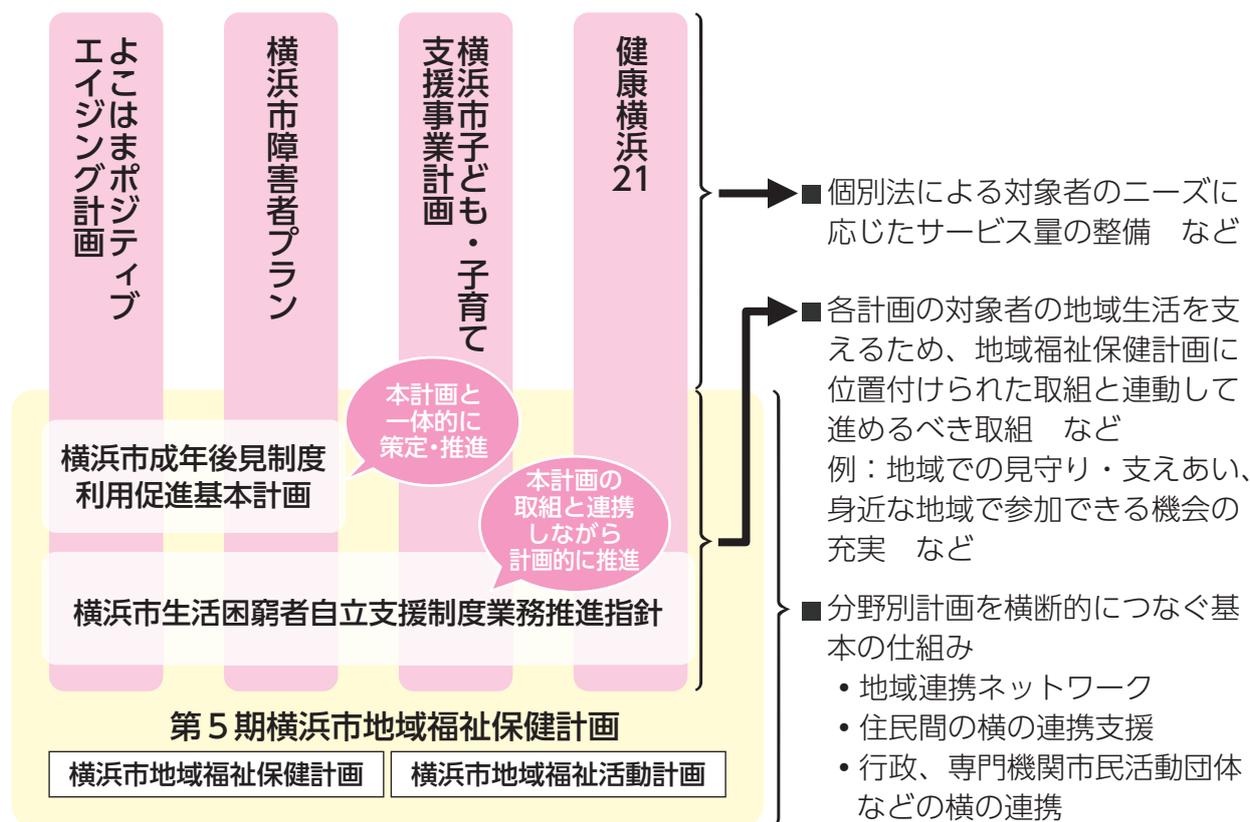
年度	2006年度～ 2010年度	2011年度～ 2015年度	2016年度～ 2020年度	2021年度～ 2025年度	2026年度～ 2030年度
区全域計画	第1期 地域福祉 保健計画				
地区別計画		第2期 地域福祉 保健計画	第3期 地域福祉 保健計画	第4期 地域福祉 保健計画	第5期 地域福祉 保健計画
地域福祉活動計画	第1期 地域福祉 活動計画				



2 分野別計画との関係

地域福祉保健計画では、横浜市で策定する様々な分野別計画に共通する理念や方針及び取組推進の方向性を地域の視点から示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に計画に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

図 4 分野別計画と地域福祉保健計画の関係性



地域福祉保健計画に関する計画

- 横浜市自殺対策計画
- 横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- 横浜市教育振興基本計画
- 横浜市再犯防止推進計画
- 横浜市人権施策基本指針

3

きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

「きらっとあさひプラン」は、旭区地域福祉保健計画の愛称です。区全域計画と19の地区別計画から構成されています。

「きらっとあさひプラン」は、区民一人ひとり、地域組織・関係機関、支援機関（区役所・区社協・地域ケアプラザ）が、それぞれの取組を実践するとともに、三者が協働して推進していく計画です。

2006年度から施行された第1期からこれまでの計画期間で、様々な取組が進んできました。

図5 計画期間ごとに見る取組の推進



1 旭区の概要

旭区は、1969年10月に保土ヶ谷区から分区し、誕生しました。人口は24万人（18区中6番目）、面積は32.7km²（18区中4番目）であり、ズーラシアや里山ガーデン、こども自然公園など大規模な公園がある、自然豊かなまちです。また、地区により人口の年齢構成や交通の利便性などに違いがあることが特徴です。

2 第4期計画の振り返り

1 旭区の現状と課題

● 困ったときに助けあえる人と人のつながりが減少

旭区では、人口が2008年をピークに減少に転じていますが、75歳以上の後期高齢者が今後増加することが見込まれます。単身世帯の増加により、世帯規模は縮小傾向にあり、家族形態が変化しています。

また、就労においては、全国と同様に、女性や高齢者の就業率が上昇しています。終身雇用や短期雇用などさまざまな雇用形態が増えていることに加え、テレワークやフレックスタイム制度などの働き方そのものも多様化しています。

区民意識調査の回答からも近所づきあいを求める人の割合・求める内容が変化していることが分かります。

こうした社会状況の変化に加えてコロナ禍を背景にしたライフスタイルの変化が影響し、家族や同僚、隣近所における人と人とのつながりが弱くなってきています。

● 「社会的孤立」や「複合化・複雑化した生活課題」の増加

人と人とのつながりが希薄化する中で、困ったときに誰にも相談できない「社会的孤立」により、問題が深刻化してしまうケースが増加しています。また、問題が複数の分野にまたがるために従来の制度だけでは支援が難しく、柔軟な対応が必要な人たちの存在が浮き彫りになっています。（詳細は、9ページ「柱2 困ったときでも安心して暮らせる体制づくり」を参照）

例) 80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといった「8050問題」
親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」
家族の介護や家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」
社会から孤立した状態で亡くなり、長期間気づかれない「孤立死」

はちまるごうまる



図6 データから見る旭区の特徴

<p>人口</p> <p>ゆるやかに減少 働く人の割合が増加</p>	<p>世帯</p> <p>単身世帯割合が増加 (特に後期高齢者)</p>	<p>地域活動</p> <p>地域活動は活発 新規担い手不足</p>
<p>子ども</p> <p>年少人口が増加している 地区もある</p>	<p>高齢者</p> <p>後期高齢者が増加</p>	<p>障害者</p> <p>障害者向け施設が多い</p>
<p>環境</p> <p>大規模公園などがあり 緑が多い</p>	<p>交通</p> <p>区内で利便性に差がある</p>	<p>住まい</p> <p>4つの大規模団地で 2.5万人が暮らす</p>
<p>健康・医療</p> <p>自立して生活できる期間 市平均並み (男 80.0歳、女 84.1歳)^{*6}</p>	<p>近所づきあいに対する区民の意識</p> <p>挨拶する程度の近所づきあいを望む人の増加</p> 	

白枠内にデータを掲載予定

2 第4期計画の取組成果

旭区では、地域組織や関係機関、支援機関が協働し、身近な地域での支えあいの仕組みづくりや支援機関の連携によるネットワークの向上に取り組んできました。

●「目指す姿」ごとの取組例

目指す姿1

誰もが、ともに生きるまち（相互理解・権利擁護）

- 幅広い世代に対して、認知症や障害、困窮、権利擁護に関する啓発を進めました。
- 子どもの頃から思いやりの意識を醸成する機会や地域への関心を持つ機会をつくりました。
- 地域の中での子どもの居場所づくりが進みました。

目指す姿2

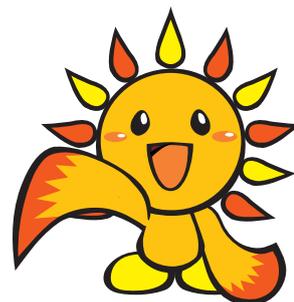
みんなが、声をかけあえるまち（見守り・交流、ネットワーク）

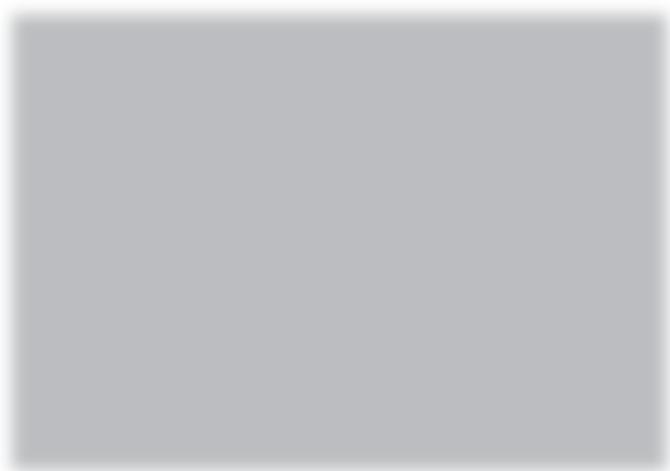
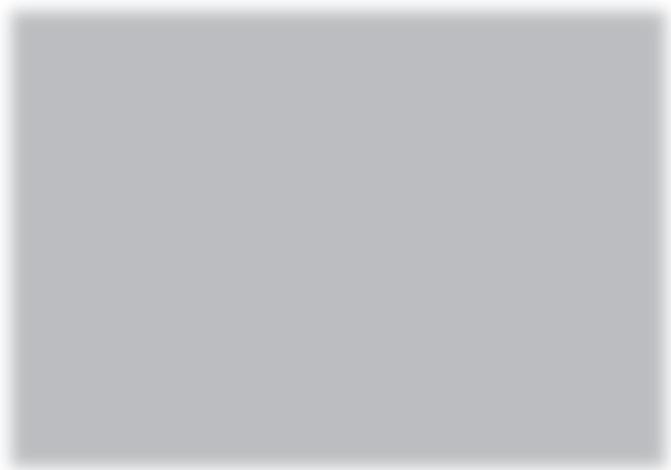
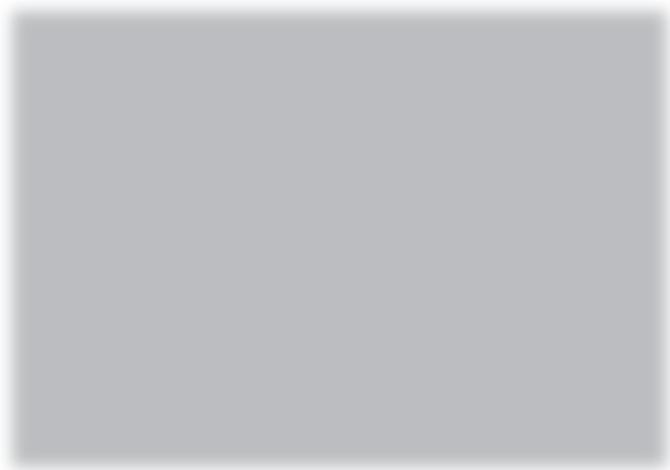
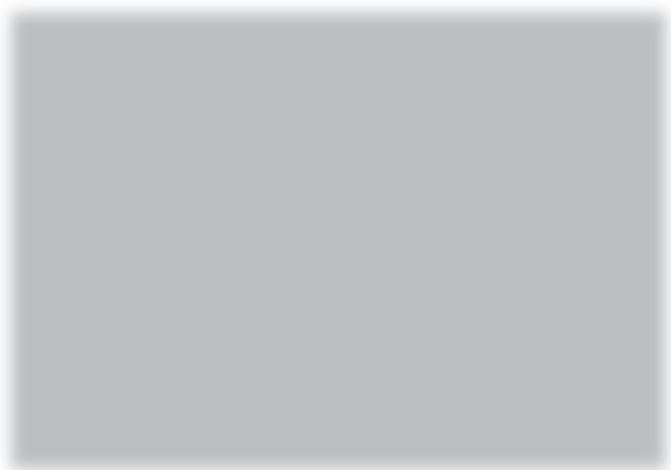
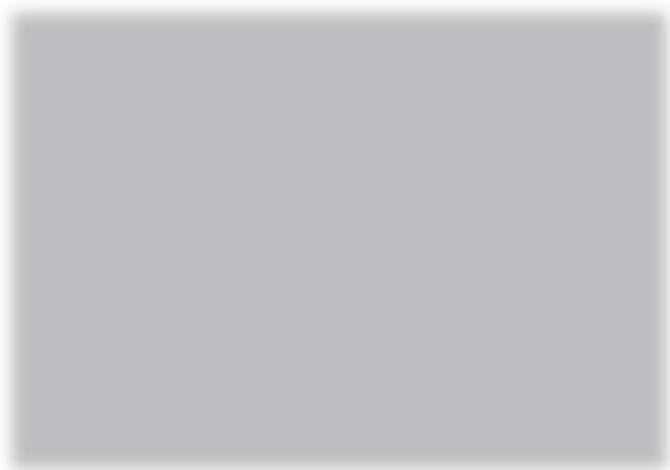
- 夏祭りなど誰もが参加しやすいイベントの開催やあいさつ運動など、身近な地域での顔の見える関係づくりに取り組みました。
- 地域のサロン(居場所)や移動販売などゆるやかな見守りの機会づくりを行いました。
- 分野や地区ごとの連絡会を開催し、地域における課題や取組の方向性について話し合いました。

目指す姿3

ひとりひとりが、自分らしくいられるまち(自分らしく参加)

- ホームページやSNSなどオンラインによる地域活動の情報発信に取り組みました。
- 健康づくりをきっかけとし、仲間とともに自分らしく元気に暮らすための取組を進めました。
- 地域人材の発掘・育成を目的として地域活動に関する研修や講座などを開催しました。





地域の取組の写真を掲載予定

1 策定経過

活動団体の代表者や実務者などで構成される旭区地域福祉保健推進会議や旭区地域福祉保健計画策定検討部会、活動団体へのヒアリング、ジュニアボランティアへのアンケートなどを通じて、区内の福祉・保健・医療の関係機関・団体の代表や住民の代表の方々から、御意見をいただきました。いただいたご意見をもとに、住みやすいまちづくりを進めていくために力を入れていくべき取組を第5期計画に盛り込みました。（詳細は、〇ページ「資料編」を参照）

2 重点的な取組

人と人とのつながりの希薄化といった地域福祉課題がなお続いている中で、これまで以上に地域のつながりづくりや支えあいの取組が必要となります。そのため、第5期計画では、第4期計画の基本理念「地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう」を継承し、みんなで支えあう地域を実現するために必要な取組を継続していきます。

一方で、社会状況が大きく変化している中で、第5期計画を長期的に持続可能なものとするため、現在の社会状況に併せて重点的に取り組むべきことを次の3つの柱として設定しています。

基本理念

地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

●柱1 日常的なつながりを通じた地域づくり

地域のつながりが希薄化している一方で、交流の場や機会を新たに増やし続けていくだけでは、一部の人へ負担が集中する事態を招きかねません。持続可能な地域づくりの取組として、日頃からの挨拶や買い物などを交流の場や機会の一つとして捉え、無理のない日常的なつながりを通じた地域づくりに取り組みます。

●柱2 困ったときでも安心して暮らせる体制づくり

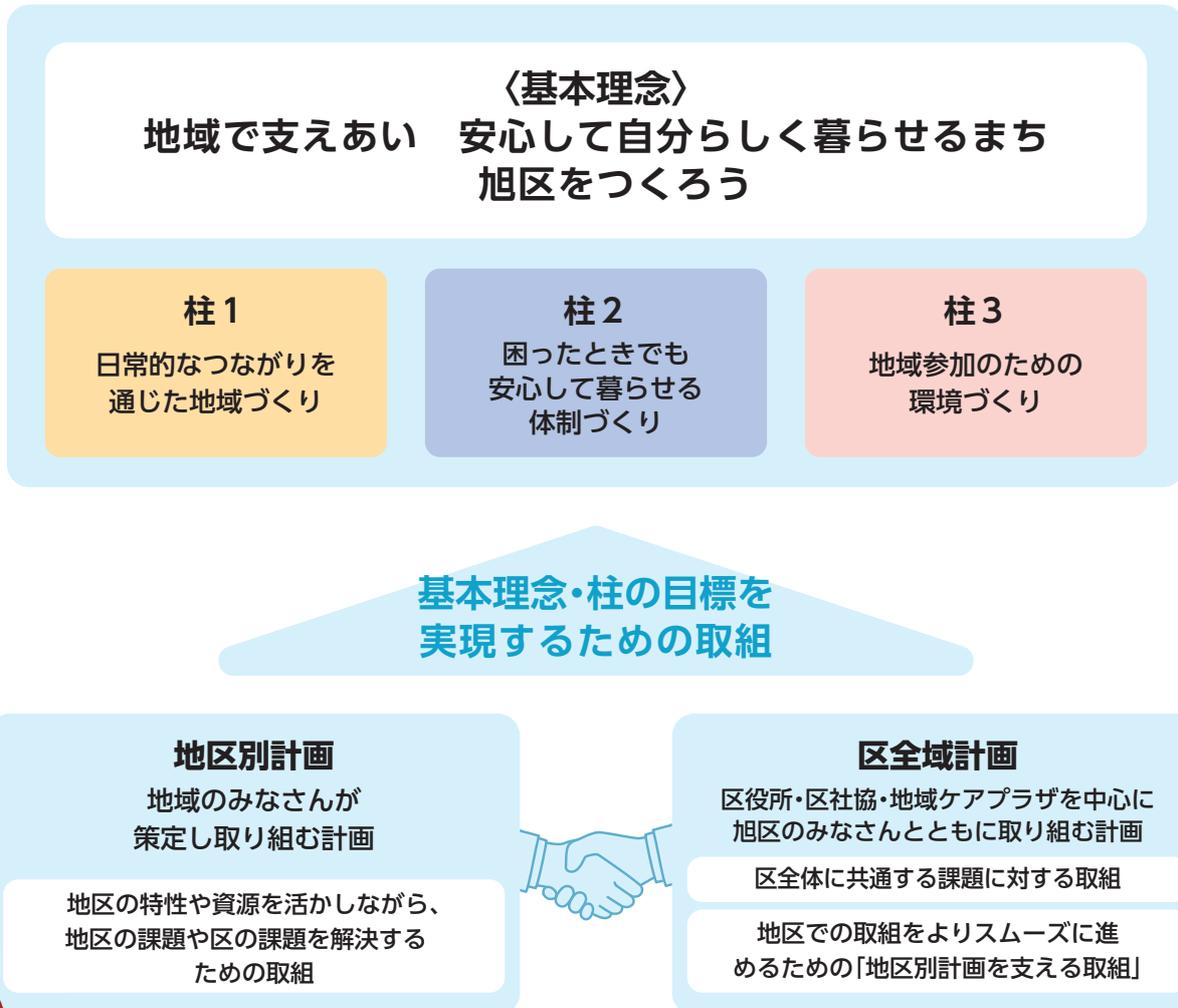
社会の変化とともに複合化・複雑化する生活課題に対して、一つの組織だけでは十分な対応が難しいケースが増えています。そのため、インフォーマルな活動を含めて、分野の垣根を越えた連携体制づくりに取り組みます。

●柱3 地域参加のための環境づくり

ライフスタイルの変化などにより、地域の担い手が不足しています。興味関心のあることなどをきっかけに、地域活動へ参加する心理的ハードルを下げ、できる範囲で自分事として地域活動へ気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。

基本理念・柱を実現するために、区全域計画と地区別計画それぞれが連携し、協働していく必要があります。「きらっとあさひプラン」における構成を図にすると次のとおりです。

図7 地域福祉保健計画の構成





1 区全域計画とは

区全域計画は、区役所・区社協・地域ケアプラザを中心に、旭区のみなさんとともに取り組む計画です。基本理念の実現に向け、旭区の特성에応じて、区全体の方針や取組を示しています。地区別計画では解決が難しい、旭区全体で共通する課題に取り組むとともに、地区別計画の取組を支援します。

2 第5期計画について

第5期計画は、基本理念の実現に向けた重点取組として3つの柱を設定し、柱ごとに3つの目標を定めました。第5期計画の柱のテーマや主な内容は図8の通りです。

図8 区全域計画の構成



あさ

地域で支えあい 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

	柱1	柱2	柱3
テーマ	日常的な つながりを通じた 地域づくり	困ったときでも 安心して暮らせる 体制づくり	地域参加のための 環境づくり
主な内容	見守り 交流・居場所 相互理解	相談 連携 話し合い	地域と関わる環境づくり 企業や法人などの参画 地域の活動の継続

3

計画の主体

区全域計画は、区全体で取り組んでいく計画のため、住民や事業者なども含めた旭区のみなさんが計画の主体となっています。第5期計画では、計画の主体を図9のように区民一人ひとりや地域組織、関係機関・支援機関にわけ、それぞれの立場から実践していく取組を計画の中で掲げています。

その中でも支援機関が行う取組に対する基本的な考え方は、図10の通りです。

図9 計画の主体について

一人ひとり	地域組織	関係機関
旭区に住む人 旭区に関わり のある人	地区連合・自治会町内会 地区社会福祉協議会 民生委員・児童委員 老人クラブ ボランティア 地域活動者 ほか	社会福祉法人、地域子育て支援拠点、 障害児者団体、障害者地域活動ホーム、 精神障害者地域活動ホーム、 精神障害者生活支援センター、 居宅介護支援事業者、医療機関、 サービス事業所、NPO法人、 学校、施設、企業 ほか
		支援機関 区役所・区社協・地域ケアプラザ

図10 支援機関の取組の考え方

区役所	部門ごとの専門的な相談支援を行うとともに、区域の課題解決のための取組や地域組織、関係機関の取組支援として、 体制づくりや環境づくり といった 基盤整備 を進めます。
区社協	個別相談、ボランティアセンター、地域支援機能を通して、 個別支援と地域支援の連携による発見・検討・解決の仕組みづくり に力を入れ、地域活動者・団体、福祉施設、関係機関などとのネットワークを活かし、地域の課題に対応できる地域づくりを進めます。
地域ケアプラザ	より身近な総合相談窓口 として、相談支援を行います。また、地域の課題の解決に向けた活動を行うとともに、住民全体によるつながりや支えあいのある地域づくりを支援します。

方向性

柱1では、人と人とのつながりの基礎となる**お互いの理解**を深めるための取組を進めます。そのために、これまでみなさんがつくってきた交流の場や機会を大事にしながら、挨拶や買い物などの日常の場面も大切な交流の機会として考えます。そうした**日常の交流の場**でのさりげない**見守り**を通して、ゆるやかにつながる地域を目指します。

区民の声

- ・近所での交流範囲が狭くなる中で、地域がどのように見守りを行っていくかが課題。
- ・サロンなどの集いの場の充実に取り組んでいるが、より日常的な交流の場所がもっとあると良い。
- ・こどもや高齢者、外国籍の方など、その人に合った安心できる場所が必要である。
- ・認知症や障害そのものの理解は広まっているが、生活の中でどのようなことに困っているか知られていない。
- ・地いきの人たちとかかわって仲よくなりたい（ジュニアボランティア アンケートより）



こどもの声も入っているよ

1 見守り

目標

多様な主体による見守り体制の充実を目指します。

一人ひとり

- 隣人の様子を気にかけてみます。

地域組織や関係機関

これまで行ってきた見守り活動を推進するとともに、健康づくりやあいさつ運動などの活動も見守りの機会の一つとして捉え、地域の見守りの目を増やします。

企業や事業所、公共交通機関などが接客などの日常業務を通じて、地域の見守りの目を増やします。

支援機関

- 住民や地域組織、関係機関とともに日常の見守りを推進します。

例えば 旭区徘徊 SOS ネットワーク協賛店

区内の商店などに協力いただき、一人で歩いていて気になる方を見かけた際に声をかけたり、警察・SOS ネットワーク連絡機関に連絡したりする体制をつくっています。

区役所

適切な支援を適切な時期に提供できるように、関係機関の連携を強化し、見守りのネットワークを拡充します。

区社協

見守り活動推進のため、各地区の情報共有の場を広げ、見守りに携わる関係者が連携しやすい環境をつくります。

地域ケアプラザ

民生委員・児童委員や地区の関係機関などとの連携を密に図ることで、情報を共有し、必要時は迅速に対応するなど、地域を見守る拠点としての役割を担います。

目標に対する取組

2 居場所・交流

目標

日常にある交流の場を人と人がつながる機会と捉え、誰もが参加しやすい居場所づくりを進めます。

一人ひとり

- 近所で挨拶をしてみます。
- 町内の回覧板、掲示板を気にしてみます。

地域組織や関係機関

- 散歩や買い物などを日常の交流・関わりの機会として捉え、住民同士のつながりを増やします。
- 地域の中で挨拶することを呼びかけます。

支援機関

- 誰もが参加しやすい日常の交流の機会づくりを支援し、身近な地域での居場所づくりを進めます。

例えば 移動販売・移動スーパー

自宅のすぐ近くで買い物ができるようになることで、外出や、近所の人と定期的に顔を合わせるきっかけになります。

区役所

孤立予防や健康づくりを目的とした居場所づくりや健やかに過ごせるための環境づくりの取組を進めます。

区社協

雑談や相談をしやすい環境を地域の中に増やしていくため、多様な交流の場づくりを進める地域の活動への支援を強化します。

地域ケアプラザ

地域ケアプラザ内外を問わずに、地域の場において居場所・交流・健康づくりの場を展開します。

目標に対する取組

3 相互理解

目標

多様な人たちが地域で暮らしていることを学ぶ機会をつくとともに、困りごとを抱えた人への理解を促進します。

一人ひとり

- 自分たちのまちに様々な人たちがいることを知ります。

地域組織や関係機関

- 地域の現状を踏まえた具体的な困りごとを学ぶ機会をつくります。

支援機関

- 身近な地域に多様な人がいることを地域で学ぶための機会づくりを推進します。

例えば 福祉教育

学校や地域、企業からの「福祉に関することを学びたい」という依頼に基づいて、福祉施設や当事者団体、地域の方などに御協力いただき、プログラムの調整、講師の紹介などを行っています。

区役所

生活困窮や認知症、障害、外国籍の方などの具体的な困りごとへの理解促進のための取組を進めます。

区社協

福祉教育やボランティアセンターの機能を活かし、若い世代と活動団体や福祉施設との交流を促進し、地域への理解・愛着を育みます。

地域ケアプラザ

世代を問わず、支えあいの活動を身近に感じられるような機会を提供します。

目標に対する取組

方向性

柱2では、困りごとを気軽に相談できるよう相談先の周知を進めるとともに、どこに相談をしても必要な支援がきちんと届くように**相談体制の充実**を進めます。

そのうえで、複数の分野にまたがる相談に対応するため、分野の垣根を越えた**切れ目のない、誰も取り残さない支援体制づくり**を進めます。

また、個人の困りごとから把握した地域の課題を共有し、**解決**につなげるため、地域に関わる様々な人や団体が話し合う取組を進めます。

区民の声

- ・相談窓口を知らない、ハードルが高いと感じる人がいるため、相談しやすい環境づくりが必要である。
- ・複雑な相談があった場合、つなぎ先が分からないことがある。どこに相談しても適切な機関につながり、必要な支援を受けることができるよう、関係機関の連携やネットワークの強化が必要である。
- ・地域組織と関係機関で課題を共有する場が多くあると良い。地域の中で話し合い、協働して課題解決を目指す体制が必要である。
- ・人がわからなかったことがあったとき、たすけあえる町（ジュニアボランティアアンケートより）



こどもの声も入っているよ



困っている人がいたら相談してみたら、と声かけすることが大事だよ

1

相談

目標

気がねなく相談でき、どこに相談しても支援につながる体制づくりを進めます。

一人ひとり

- 自分や家族のことで相談先が分からず悩んだときは、地域ケアプラザに相談してみます。
- 困ったときのために、相談先や福祉制度について知っておきます。

地域組織や関係機関

- 困っている人を見かけたら、地域ケアプラザなどの相談窓口につなげます。

支援機関

- 住民や地域組織が日常的な関わりの中で得た気づきや相談について、早期に適切な機関につなげられるよう支援します。

例えば 地区民生委員児童委員協議会の定例会への参加

民生委員・児童委員が把握する解決が難しい事例（経済的に困っている、家族が介護で疲れているなど）について共有して、専門職が民生委員・児童委員と連携しながら対応を考えます。

区役所

相談先を知ってもらうために、支援機関、関係機関の相談窓口や民生委員・児童委員など身近な相談相手の活動を周知します。

区社協

活動団体や個人ボランティアなどの共助の力との結びつきを活かして、課題を解決するとともに、地域の中での課題の発見・検討・解決の仕組みづくりを促進します。

地域ケアプラザ

地域の身近な相談場所として高齢者だけでなく、幅広く障害者や子どもなどの相談を受け、関係機関と連携し、迅速かつ的確に必要な支援につなげます。

目標に対する取組

2 支援体制

目標

支援分野を越えた連携を進め、切れ目のない支援体制づくりを進めます。

地域組織 や 関係機関

- 分野ごとの情報共有や課題の検討の機会を増やすとともに、他分野との連携についても話し合います。

支援機関

- 複数の分野にまたがり、個々の支援機関では解決が難しい課題に対応するため、分野を越えた連携体制づくりに取り組みます。

例えば 成年後見サポートネット

判断能力が不十分な人の権利を守るため、区域の権利擁護に関する課題の検討と、福祉・行政・法律専門職などによる連携・ネットワークの機能強化について協議しています。

区役所

地域組織や関係機関、支援機関とともに協力し合えるよう、情報交換をするなど顔の見える関係づくりを支援します。

区社協

権利擁護事業や成年後見制度などに関わる支援者間の相互理し、連携体制を強化します。

地域ケアプラザ

地域における専門機関や民間企業、住民主体の活動などそれぞれの取り組みを把握し連携への支援を行います。

目標に対する取組

3 話し合い

目標

地域の課題の共有や解決のため、地域に関わる様々な人や団体がつながるための取組を進めます。

一人 ひとり

- 周囲の困りごとや気になることを、自治会町内会や民生委員・児童委員、老人クラブなどの地域組織や地域ケアプラザに話してみます。

地域組織 や 関係機関

- 話し合いの場に様々な活動団体や関係機関を招いて、地区のことについて話し合います。

支援機関

- 地域の困りごとや課題に気づき、解決に向けて地域住民が話し合う場づくりを支援します。

例えば 見守り活動報告会（連絡会、情報交換会 など）

民生委員・児童委員の活動や食事会、サロン、ちょっとボランティアなどの活動を通して見守りをしている団体が集まり、日々の気づきを共有し、見守りの意識を高めています。

区役所

地域住民や関係機関だけでは解決が難しい課題を話し合い、共に解決に向けた取組につなげます。

区社協

地域の話し合いの場において具体的な相談事例を共有する機会をつくり、個別の困りごとを地域の課題として柔軟に対応できる地域づくりを進めます。

地域ケアプラザ

地域住民が安心して生活できるよう区役所や専門機関、民生委員・児童委員と日頃から情報共有を大切にします。

目標に対する取組

柱3 地域参加のための環境づくり

方向性

柱3では、自分らしく、いきいきと暮らし続けられるまちづくりに向けて、興味関心などをきっかけに**地域と関わる環境づくり**を進めます。

また、企業や法人などの**多様な主体**が得意分野や専門性を活かし、支えあいの担い手として活躍できる取組を進めるとともに、**既存の団体が活動を継続できる環境づくり**を行います。

区民の声

- ・地域の活動の担い手不足が進んでいる。
- ・防災や健康づくりなどは多くの人にとって関心が高く、住民が地域とつながるきっかけになる。
- ・就労・子育てなどの生活状況によって、地域の活動の担い手への参加が難しい場合がある。
- ・地元企業や社会福祉法人なども、地域の担い手となってもらえると良い。
- ・地域で、どのような活動がどこで行われているか知らないし、分からない。
- ・活動の立ち上げ方が分からない、立ち上げても継続が難しいとの声があり、活動団体への支援が必要である。
- ・おまつりのてつだいに参加したい。(ジュニアボランティアアンケートより)

こどもの声も入っているよ

1 地域と関わる環境づくり

目標

興味関心をきっかけに、地域の活動への参加・協力や活動の立ち上げの相談が気軽にできる環境づくりを進めます。

一人ひとり

- お祭りやどんど焼きなど地域のイベントや活動に参加してみます。
- 趣味や特技を活かせるような地域の活動を探してみます。

地域組織や関係機関

- 地域住民が楽しみながら交流できるイベントを企画します。
- 防災や防犯、健康づくりなど、住民の関心が高い活動に取り組みます。

支援機関

- 地域の魅力発信支援とともに、「やりたいこと」と「地域ニーズ」をマッチングするなど、誰もが地域の活動に参加・参画しやすい環境づくりを進めます。

例えば あさひのつながり応援補助金

身近な地域の中で、誰もが楽しく参加できる活動をしてみたい、自分の好きなことや特技で地域を元気にしたいなど、活動のきっかけを応援する補助金です。

区役所

区民の興味・関心を踏まえた、区民が地域とつながる機会を増やします。

区社協

誰もが気軽に地域の活動に参加できるよう活動内容を広げ個人ボランティア活動を促進します。

地域ケアプラザ

多様な活躍の場に関する情報提供や見学会の開催など、積極的に取り組みます。

目標に対する取組

2

企業や法人などの参画

目標

持続可能な地域づくりのため、多様な主体が地域の一員として活躍できるような取組を進めます。

地域組織 や 関係機関

- 企業や法人なども地域づくりに関する住民同士の話し合いに参加し、顔の見える関係づくりに取り組みます。

支援機関

- 企業や法人などが、住民と一緒に地域の活動の担い手として参画するための環境づくりを進めます。

例えば あさひ支えあいプロジェクト

区内の福祉施設が地域住民や支援機関などと連携し、多世代交流・居場所づくりなど「地域のためにできること」に取り組んでいます。

区役所

持続可能な地域づくりのため、企業や学校、法人など地域の多様な主体が地域の一員として活躍できるよう支援します。

区社協

地域の活動の活性化に向けて、福祉施設や企業と連携しあえる仕組みを検討します。

地域ケアプラザ

地域の活動のコーディネートおよび活動の支援を積極的に行います。

3

地域の活動の継続

目標

地域の活動の運営に誰もが携わりやすい工夫などにより、活動団体が継続して活動に取り組める環境づくりを進めます。

一人 ひとり

- 自分が得意とすること、活かせると思うことで、地域の活動に協力してみます。

地域組織 や 関係機関

- 活動の内容や目的を様々な広報紙やホームページ、SNS など様々な媒体で発信します。
- 短時間や単発の参加、活動の曜日や時間を工夫して参加できるようにするなど、地域の活動に誰もが参加しやすい体制づくりに取り組みます。

支援機関

- 活動内容の周知や補助金などによる活動団体への活動継続支援を行います。

例えば 周知・運営に関する支援

活動団体への補助金などの情報提供や地域に向けたイベント・団体の活動 PR方法を一緒に考えます。

区役所

デジタルの活用支援などによる活動団体の負担軽減や機能強化のための取組を進めます。

区社協

小規模な活動や幅広い活動内容を応援できる助成金の検討を進めます。

地域ケアプラザ

幅広い年代に対して、地域の活動への参加のきっかけづくりや地域の人材育成を支援します。

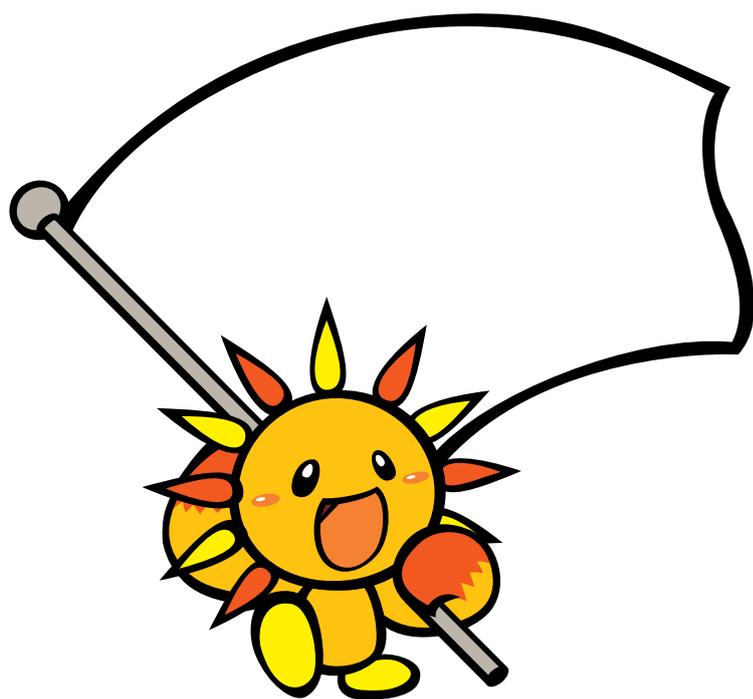
目標に対する取組

目標に対する取組

1 地区ごとの取組(地区別計画)とは

地区別計画では、日頃から地域において様々な活動を行っている地区連合・自治会町内会や地区社会福祉協議会のメンバーなど、各地区の住民、地域活動者の皆さんによって作成されています。

地区ごとにどのような地域を作りたいか検討を行い、各地区の「目指すまちの姿」、目指すまちの姿に近づくための「目標」、各地区で行われている「主な取組」を計画の中にまとめています。

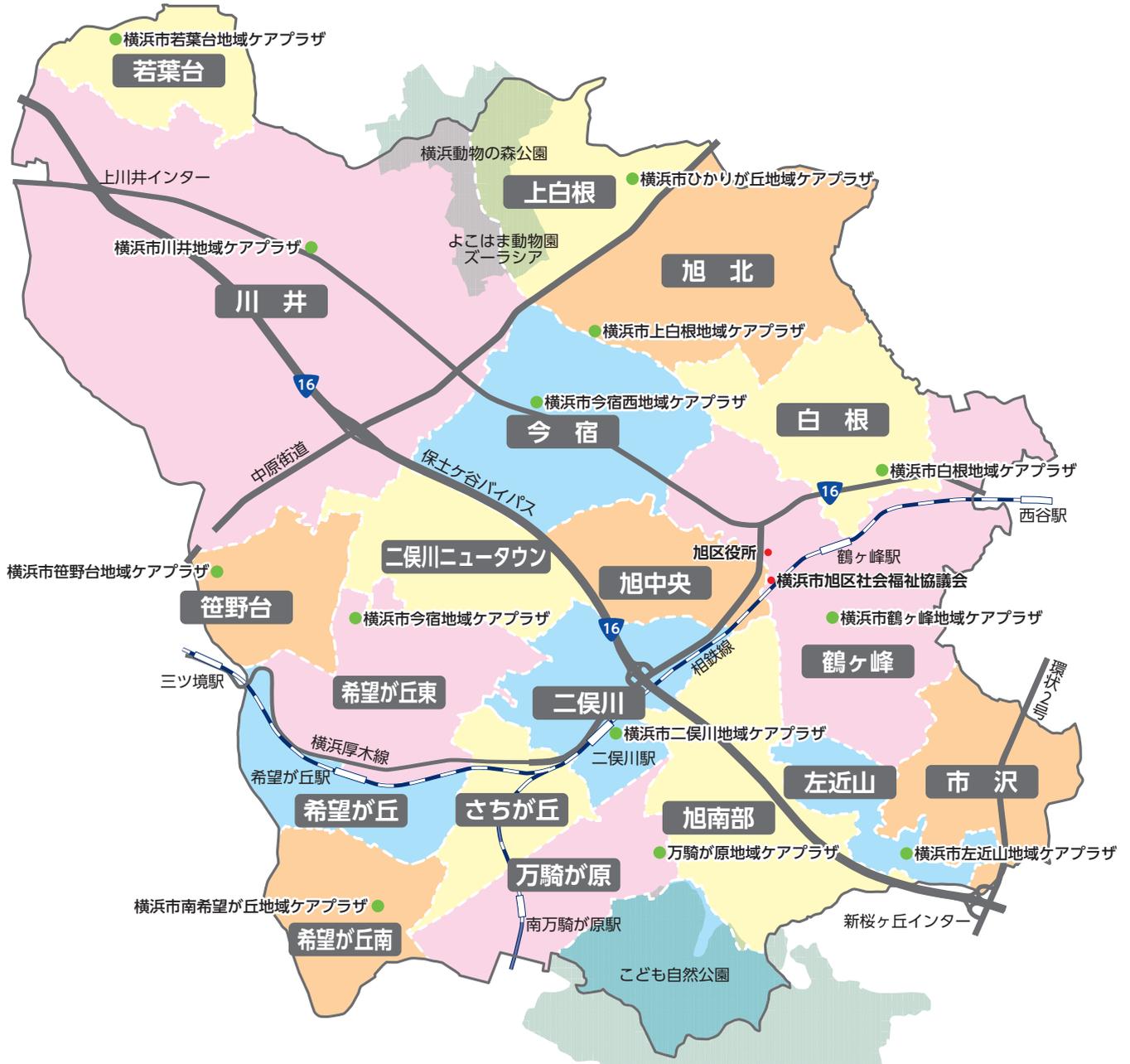


2

地区の圏域

旭区では、19の地区ごとに地区別計画を作成しています。

図 11 地区の圏域マップ



3

日々の地域の活動と効果

地域では、移動販売や子育てサロンなど様々な活動が行われています。こうした地域の活動の中から生まれた様々な効果が、地域の困りごとの解決や住みやすいまちづくりの実現につながっています。

図 12 日々の活動と目指すまちの姿のつながり

日々の活動 (例)

ちょこっとボランティア活動	PTA活動	登下校の見守り	あいさつ運動
見守り活動	移動販売	お祭り	運動会
高齢者昼食会	ラジオ体操	地域サロン	子育てサロン
こどもの居場所	地域食堂(こども食堂)	美化活動	認知症・障害理解講座
募金活動	防災訓練	防犯パトロール	

日々の活動から生まれる効果

支えあい・見守りあい	交流
顔の見える関係	顔の見える関係地域への愛着
相互理解	参加者の広がり
健康づくり	

例えば地域食堂は顔見知りをつくれるし見守りあいの場所にもなっているよ



目指すまちの姿

人と人がつながると困ったときに助けあえるまちになるね

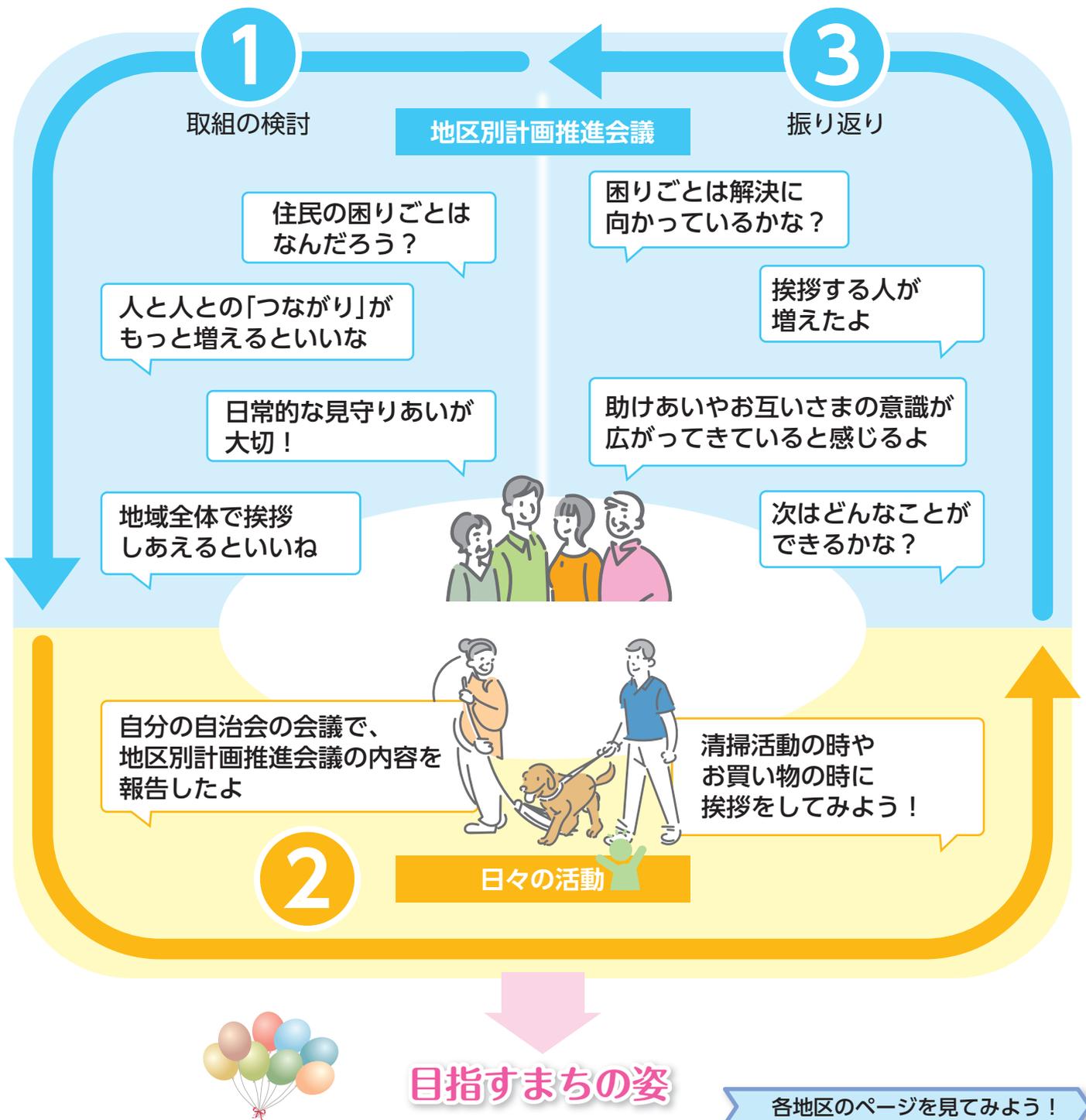


4 地区ごとの取組と話し合い

「目指すまちの姿」に近づくためには、住民や地区に関わりのある一人ひとりが目指すまちの姿やそのために取り組まれていることについて知り、同じ方向を向いて協力していくことが大切です。

そのためには、地区の状況や各活動団体が取り組んでいることなどを共有する機会（地区別計画推進会議）を定期的に持ち、どのような工夫や取組が大切か話しあうことで、今後の活動につなげていきます。

図 13 地区別計画推進会議と日々の活動について





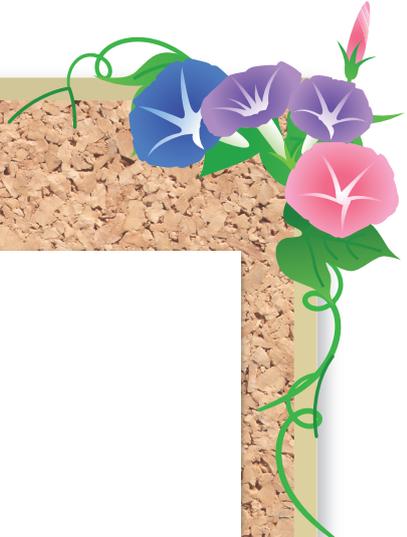
●●●●地区



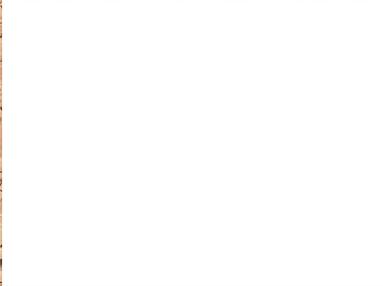
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

これまでの取組



写真



説明文



推進体制

○○地区支えあい連絡会

目標と主な取組

目標 A

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

目標 B

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

目標 C

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

● ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



1 推進

1 基本的な考え方

きらっとあさひプランは、区民一人ひとり・地域組織や関係機関・支援機関(区役所・区社協・地域ケアプラザ)などの多様な主体が取り組む計画であり、主体ごとに様々な取組が行われています。

計画を推進していくためには、目標に対する取組状況や課題の認識を定期的に共有し、現状に対する共通認識を得ることが、計画の推進においては重要です。

2 推進体制

● 区全域計画

区全域計画では、区役所・区社協・地域ケアプラザが事務局として、計画全体の策定・推進にかかる進行管理や区域での課題の共有などを行います。

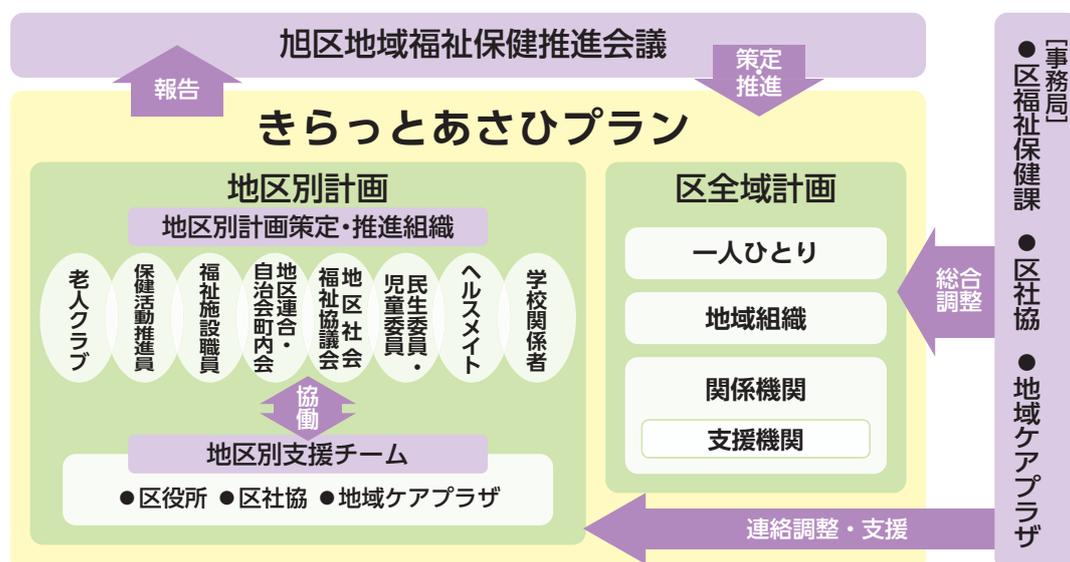
福祉保健活動団体の代表者及び学識者などで構成される旭区地域福祉保健推進会議に計画の推進状況を報告し、いただいた御意見や協議結果などをその後の方向性や取組などに反映させていきます。

● 地区別計画

地区別計画では、地区連合・自治会町内会や地区社会福祉協議会といった地域組織、学校や福祉施設といった関係機関などが、計画推進の主体(地区別計画策定・推進組織)となります。その構成員は地区によって異なります。

地区の目指すまちの姿の実現や目標達成に向けて、推進状況の把握、課題の共有や取組の検討などを行います。(詳細は、○ページ「地区ごとの取組と話し合い」を参照)

図 14 きらっとあさひプランの推進体制



2 振り返り

1 区全域計画の振り返り

区全域計画は、支援機関の取組状況について、毎年度振り返りを行います。

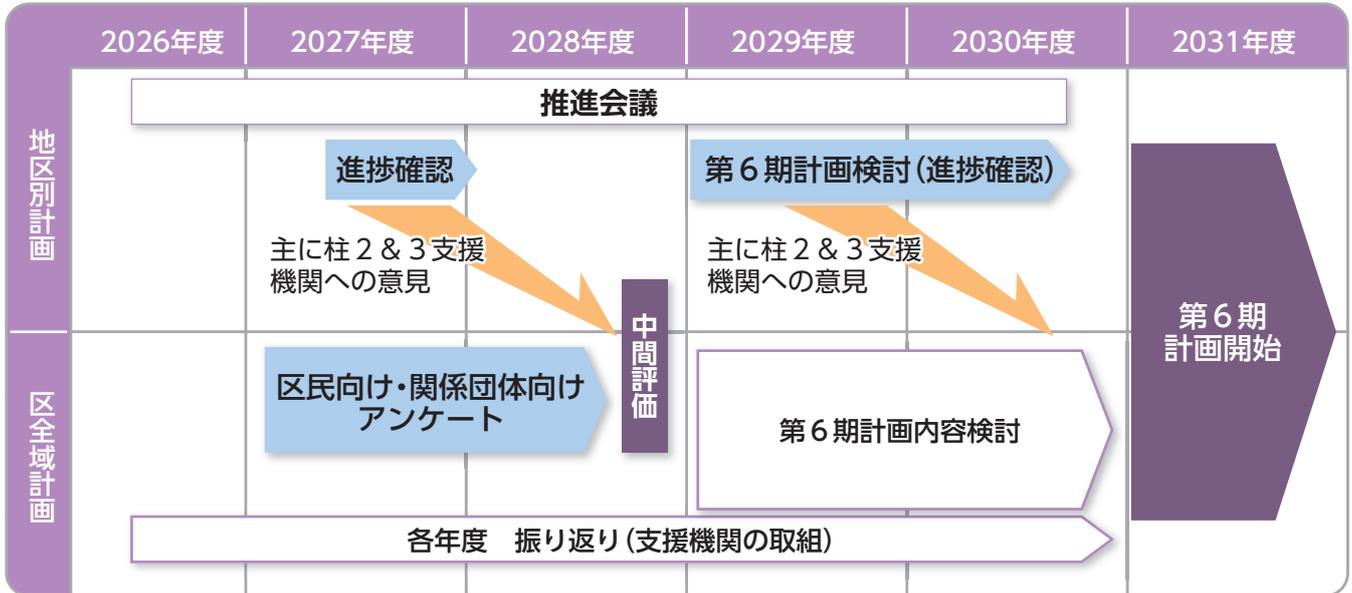
計画期間2年目には、第5期計画に関してアンケート調査を行い、3年目に行う中間評価では、アンケート調査などによって把握した定量（量）・定性（質）データなどを参照し、取組の内容に応じて計画の推進状況に関する中間評価を行います。

2 地区別計画の振り返り

地区別計画では、各地区で取り組んできたことを住民と地区別支援チームがともに振り返り、取組の成果や課題を共有、確認することで、今後の地域活動の方向性の確認や見直しを行います。

2年ごとに各地区の推進状況について進捗を確認するものとし、その際、区全域計画に対し得られた御意見を区全域計画の中間評価、次期計画の策定に反映します。

図15 第5期計画期間スケジュール



地域で支え合い
安心して自分らしく暮らせるまち
旭区をつくろう

地域の取組の写真を
掲載予定



令和8年3月
横浜市旭区役所・社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会
地区別計画策定・推進組織



参加して
みよう!



みんなが住んでいる「まち」には
こんな取組があるんだよ!



「地域ケアプラザ」ってどんなところ?

「地域ケアプラザ」は、高齢者、子ども、障害のある人など、
どんな人でも利用できる施設で、旭区には13か所あります。
みんなが地域で安心して暮らせるように、困ったときの相談
や地域づくりのお手伝いをしています。



「あなたの住むまちの地域ケアプラザは 地域ケアプラザです。」

横浜市旭区役所 福祉保健課

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12 旭区役所本館3階
TEL 045-954-6143 FAX 045-953-7713

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
TEL 045-392-1123 FAX 045-392-0222

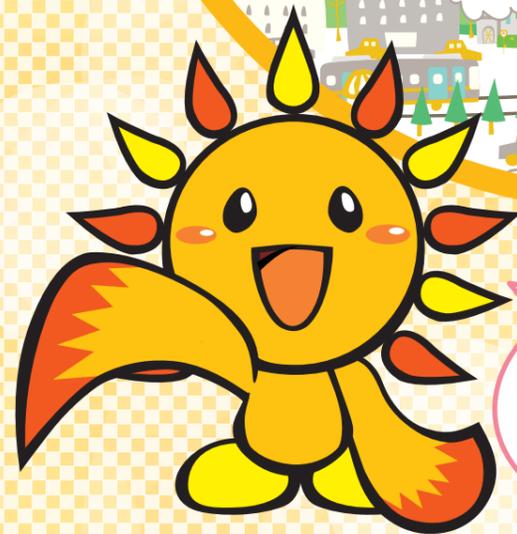
名前

令和〇年〇月発行

資料3 (参考) 福祉教材

暮らしとあさひプラン 第5期旭区地域福祉保健計画

みんなでつくる
楽しい地域



「地域」とは、
みんなが住んでいる
「まち」のことだよ!

わたしたちに
できることは
あるかな



みんなで地域を みてみよう!

きらっとあさひプラン (地域福祉保健計画)

「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる旭区」を地域のみんなで作る計画だよ。

人とのつながりや地域の活動に参加しやすいようにしたり、赤ちゃんからお年寄りまで、障害のある人や外国の人など、みんなが住みやすい地域を目指しているんだ。

くわしく地域を見てみるといろいろな人が住んでいるね。

ま ち の 目 標 地域で支えあい、安心して自分らしく暮らせるまちをつくろう

誰もひとりぼっちにならない
地域にするには？

困っている人が助けられる
地域にするには？

参加したい地域の活動は？



意見交換について

資料4

導入テーマ 『デザインについて』

- 表紙は、旭区らしさや人と人のつながりを感じるデザインか
- 表紙は、親しみやすいデザインか
- 章立て・項目は、読みやすい・分かりやすいデザインか
- その他ご意見

メインテーマ 『内容について』

- 旭区の状況に適した内容か
- 文章は、分かりやすい表現・内容になっているか
- 区民や地域組織、関係機関の方々にとって、自分事を感じられる内容か
- 取組内容は、人と人とのつながりづくりが意識されているか
- その他ご意見

きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）第5期計画素案に対する 区民意見募集実施の概要について

1 実施概要

きらっとあさひプラン第5期計画の原案策定に向け、計画素案に対し広く意見を募集します。

計画素案を冊子で印刷するとともにホームページに掲載し、意見募集チラシにリンクを掲載することで計画の内容をウェブ上で確認できるように工夫します。

2 意見受付期間

令和7年9月11日（木）から10月19日（日）まで

3 回答方法

- (1) 横浜市電子申請・届出サービス
- (2) Eメール
- (3) FAX
- (4) 素案冊子に付属のはがき

4 媒体

- (1) 計画素案冊子（約1,000部）
- (2) 区民意見募集チラシ（約4,500部）
- (3) 旭区役所ホームページ 特設ページ

5 周知方法予定

- (1) 区役所・区社協・区民利用施設等での配架
- (2) 地域組織・関係機関等への送付
※民生委員児童委員協議会、区老人クラブ連合会、保健活動推進員連絡会、ヘルスマイト、青少年指導員連絡協議会、スポーツ推進委員連絡協議会 など
- (3) 区内保育園・幼稚園・小中学校・特別支援学校への送付
- (4) 令和7年度 旭区ふれあい区民まつりでの周知
- (5) 区役所・区社協・地域ケアプラザ窓口での告知パネル掲載
- (6) ローカルメディアサイト「レアリア」への記事掲載

6 添付資料

区民意見募集周知チラシ（案）

(第5期旭区地域福祉保健計画)

きらっとあさひプラン

区民意見募集

募集期間

9/11^(木) → 10/19^(日)

きらっとあさひプランとは？

旭区にお住まいの人、
旭区で働いているなど関わりのある人 みなさんが

安心して自分らしく暮らせるまち
人とつながることのできるまち

をつくるための計画です。

安心して自分らしく
暮らせるまちって
どんなまちだろう

住んでいるまちの
ことあんまり知ら
ないかも

知り合いが
いたら困った
とき相談
できるなあ

近くでやっている
お祭りに協力できる
ことあるかな

みなさんのいろいろな声を
聞かせてください

設問・回答方法は裏側へ



きらっとあさひプランの
内容はこちら

POINT 01

今まで行ってきた取組を重視し
計画の基本理念を継承

- ▶ **基本理念** を継続
- ▶ **身近な地域** での
つながりづくり
支えあい を推進

人と人のつながり
を基本とした計画

POINT 02

旭区の現状に沿った
重点取組を「**3つの柱**」として明記

日常的なつながりを通じた
地域づくり

困った時でも
安心して暮らせる体制づくり

地域参加のための
環境づくり

旭区らしい計画

POINT 03

取組の内容を
主体ごとに、具体的に記載

- **一人ひとり**
地域の活動に参加していなくても
- **地域組織・関係機関**
企業や法人も
- **支援機関**

(誰もが)自分ごとに感じる計画

ご意見をお聞かせください！



- ① **旭区**や**自分の住むまち**が**どのようなまち**になってほしいですか。
そのために、
- ② **ご自分**(または**所属の団体・組織**)で**どんなこと**ができそうですか。
*計画素案に掲載している「一人ひとりにできること」も参考にお考えください。
- ③ **計画全体**についてのご意見があればお願いします。

回答は
こちらから

区民意見募集
概要

意見受付期間

2025年9月11日(木)から10月19日(日)まで

回答方法：次のいずれかの方法でご意見をお送りください。

- WEB 回答フォーム
- Eメール as-chifuku@city.yokohama.lg.jp 宛て
*件名は「きらっとあさひプラン区民意見募集」としてください。
- FAX 045-953-7713 (様式任意)
- 素案冊子に付属のはがき (切手不要。当日消印有効。)

素案冊子配布・閲覧可能場所

- 区役所 1階広報相談係、3階 31番福祉保健課窓口
- 区民利用施設 (旭区内地域ケアプラザ、地区センター等)

注意事項

- いただいたご意見の概要と、区の回答・考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答は致しませんので、ご了承ください。
- 回答に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。
- ご意見の内容を正確に把握するため、電話での受付は致しません。



問合せ先

旭区役所福祉保健課事業企画担当

☎045-954-6143 / ✉as-chifuku@city.yokohama.lg.jp